

11年9月議会 代表質問

11・9・28 今井光子議員の質問

今井光子議員 日本共産党の今井光子です。質問に先立ち、今回台風12号、15号でお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、県職員をはじめ関係市町村の職員のみなさん、自衛隊、近畿地方整備局、警察、消防、関電や、NTTなど多くのみなさんが不眠不休で救援・復旧活動に従事されていることに心からの感謝と敬意を表します。

今、多くの県民がこれから一体どうなるのか先行きの見えない不安を抱える中で、財界にまっさきに挨拶に行き、アメリカ直結ともいえる野田新内閣が発足いたしました。原発再開、増税や社会保障の改悪を民主、自民、公明も巻き込んで一気に進めようとする内閣です。

日本共産党は野田内閣と正面から対決して、国民の暮らしを守り抜く決意を申し上げ、私は県政にかかる重大問題から日本共産党を代表して質問いたします。

台風12号災害

知事こそ災害対策本部長であり、その役割を最優先で先頭にたつて果たすことが欠かせなかった

今井光子議員 9月3日から4日にかけて四国、中国地方を縦断した台風12号は奈良県に重大な被害をもたらしました。被災地では行方不明者の救出に全力を挙げておられますが、道路、水道、電気、携帯電話をはじめとする通信手段が寸断され被害の全容も解明できない状態が続きました。

私たち共産党県議団は災害発生から4日からすぐに手分けして被災した市町村に入り地方議員とともに現地自治体や住民から要望やご意見を伺いました。その上にたって奈良県の災害対策関連について質問いたします。

(1) 初動体制の遅れについて質問します。

奈良地方気象台は、30日から降り続いた雨が2日に1000ミリを超え、土砂災害の危険が極めて大きいことを呼びかけていました。

住民は不安を感じながら自主避難するなど対応をとっていました。県下では、最初に9月2日朝6時、十津川村災害対策本部が設けられ、2日中には10自治体が、3日には1自治体、4日2自治体と、県下の13自治体が災害対策本部を設置しました。

県が災害対策本部を設置したのは4日の朝8時30分には、すでに12自治体で設置されておりました。また十津川村が自衛隊の派遣を求め県が派遣を要請したのは4日朝3時15分とされています。その時点ですら本部が立ち上がっていませんでした。

日本共産党に、行方不明になっている方の、ご家族から1件の電話がありました。「もともと危険

な場所に異常な大雨。危険箇所を予測して、もっと早く避難を呼びかけるべきではなかったか、県の危機意識があまりにも足りない」というやり場のない怒りの声でした。

県は1日、1号警戒体制を、2日には2号警戒態勢をとりましたが、災害対策本部が設置されたのは4日です。すでに多数の死者、行方不明者が出ていました。

十津川村役場の村長室には村長自らが書いた、「住民の命を守る」「村民の苦しみ、悲しみの共有は心を慰め、連帯を強め復旧のバネに」、「村民に多くの情報を出すことは村民を勇気づける」というスローガンが掲げられていました。村を守ろう、住民を守ろうという必死の思いが伝わります。

私も野迫川の村長、五条の市長、川上村の村長、副村長、十津川の副村長さんらに直接お会いしましたが、本当に必死の思いが伝わってきました。最前線で必死に頑張っておられる市町村長さんと、心一つにして励まし、災害に立ち向かうのが知事の仕事ではないでしょうか。国交省の防災業務計画でも災害応急対策については「発生時において、迅速、かつ円滑な実施を図る」と強調されております。災害では、初動の立ち遅れは決定的です。知事は5日から奈良を開けたことについても問題はなかったとの認識ですが、これでは県民の理解は、とうてい得られません。

今回の災害時において、県の災害対策本部設置が遅れるなど初動体制に問題があったと思いますが、今後の対応も踏まえ知事の所見を伺います。

荒井正吾知事答弁 今回の台風12号につきましては、被害の発生に備えて奈良地方气象台と連絡を密にして、本庁と土木事務所で、9月1日に1号警戒配備、9月2日に全部局体制でございます2号警戒配備をとりました。

市町村や消防本部、ライフライン機関からの情報収集をおこないつつ警戒態勢をとったものでございます。9月3日には、委員ご指摘のように初動対応が大事でございますが、そのなかで、特に大事なものは市町村長が大きな責任をもっておられます避難の指示・勧告、さらに救難・救助、さらに二次災害の防止でございますが、県としても全力で支援すべく連絡をとってきたものでございます。

9月3日には、十津川、天川と頻りに連絡をとり、県南部を中心に被害や避難について、また救難・救助について、常時最新の状況の把握と対応の検討をおこないました。私自身も頻りに電話の連絡をとったことでございます。

本県では本部長でございます私が出席のもとに第1回災害対策本部会議は9月4日の午前8時30分をもって災害対策本部の設置といたしました。9月3日の昼はそのような状況でありましたが、夜には私から危機管理監にいくつもの対策の指示をだしました。

具体的には、災害対策本部設置を早急におこなうこと、9月4日の午前8時30分に招集をすること、自衛隊の派遣要請を検討すること、災害現地状況調査の準備をおこなうことなど包括的な指示をおこないました。

また、9月4日の午前2時45分、十津川村から自衛隊の派遣を求める要請がございましたが、30分後の3時15分に自衛隊派遣を要請し、4時20分に初動部隊が大久保駐屯地から出発するなど、迅速な初動対応をおこなったものでございます。

このようなかぎりでも、初動対応の遅れはなかったものと思います。

災害発生時の初動対応は避難、救難・救助、被害の拡大防止が大事でございますが、とりわけ、初動のなかでも、これらの責任は市町村長さんがもっておられますが、県としても全力で支援をしていますが、今後とも、県の果たす役割は大きなものがございますので、市町村や消防関係機関との連絡連携体制をさらに強くし、適切な災害対応ができるように努めていきたいと思っております。

今井光子議員再質問 災害の初度の体制でございますが、自衛隊の派遣を県が要請されております。この自衛隊の派遣は「自衛隊の災害派遣の要請は知事がおこなう」というのが災害派遣要請の手続きに、これは奈良県地域防災計画のなかで定められておりますし、自衛隊法のなかでも「知事がおこなう」と定められております。

県の資料を観ますと、報道資料では知事が派遣の要請をおこなったとなっておりますが、別の資料では危機管理監がおこなったとなっております。いったい、派遣の要請はどなたがされたのか、その点をうかがいます。

被災地のご意見や要望をいろいろ聞いていただいているということですが、私どもも現地に行き、聞いておりますが、たとえばホテルの従業員50人が雇用されていて、うち30人は非正規雇用の方だということで、たちまち、来月から収入が入らないで、どうするのかという課題が、せまっております。そうしたところでは、岩手県などではこういう場合には弁護士に相談するとか、こういうことは土地家屋調査士に相談するとか、いろいろな相談窓口を設けて現地で相談会を開いたりとか、きめの細かい対応をされております。私も、奈良県でそういった対応をしていただき、住民の方の不安をなくすようにしていただきたいと思います。

また、今の制度ですが、たとえば雇用保険での災害対策を觀ますと、ハローワークでも相談を受け付けるということになっておりますが、6か月以上雇用保険に加入している人しか対象にはなっていないとか、また元の職場に復帰できるめどがあるというのが条件になっているとかで、いろいろ制度は並べても実際に使おうとおみますと、何も使えないというのが結構、あるように思います。

災害対策法の23条には救助の種類を9つ、書いております。ここに、都道府県知事が必要があると認める場合には金銭の給付ができるという項目も入っておりますので、こういう制度があつて適用するか、しないかではなく、実際にその困っている人がどういうことで困っており、どういう援助が必要かというそういう立場で県の金銭給付も含めてしていただきたいと思いますが、その点につきまして、お考えをお聞かせください。

荒井正吾知事再質問への答弁 自衛隊への災害派遣は知事の責任、権限でおこないますので、私の名でおこなわなければなりません、実際に連絡するのは危機管理監でもよいものとおもいます。私は自衛隊の災害派遣を指示いたしましたので、そのように危機管理監が連絡したものでございます。

ホテルの従業員などの雇用のことについて、雇用をどう確保するか、また紛争などのときの調整や保護をどうするかという質問であつたかと思いますが、雇っておられる方も雇用をどう維持するかということで困っておられる面もございますので、そのあたりは難しい問題でございますが、1つの考え方として、現地で発生します市や村の臨時雇用といいますか、市や村の職員に臨時的に雇ってもらふということも考えられます。がれきの処理などは男の人が中心になるとは思いますが、女性でもそうしたことが可能かどうか、具体的な調整検討をすすめたいと思います。

ホテル宿泊、旅館であると今はお客がないので解雇、雇用停止ということになりますが、先ほど少し申しましたが、今回の補正予算のなかで、現地で会議をしていただく場合に助成をする、あるいは宿泊券を発行するというようなこともしておりますので、そのようなことを利用して訪問が発生すれば雇用の道につながるものと思います。その他にもいろいろな間が発生すれば、その都度対応していきたいと思います。

今井光子議員 災害のときに、やはり知事の果たす役割は大変大きいということを感じています。私は、この知事が緊急のときに、直接連絡をとってすべきだったと思いますご意見を。申し上げておきたいと思います。

(2) 土砂災害への対応について。

今井光子議員 宇井地区の土砂災害で死者行方不明者を出した五條市大塔町は、平成17年9月、五條市に合併され、村役場も支所となりました。地元の住民は「目の前に役場があつたときは、あぶないとなればすぐ見に来て道を直してくれた。今は議員も職員も来ない」と語っていました。村を残す、まちを残すことが住民の命と暮らしを守る上でいかに大切かを実感します。

「奈良県における土砂災害対策の現状」によれば昭和57年から平成21年の間に土砂災害は167回を数えていますが災害対策予算は平成13年の44億円をピークに、22年は26億円と4割も削減されています。土砂災害危険箇所は8186箇所にもものぼり、その整備率はわずかに21%です。予算が少ない中、土砂災害の危険の予測は、土木事務所の職員が目視でパトロールを続けています。ところが市町村では12市町村で土木技術員は0、県でも土木技術職員の40%が50歳代で、ここ

2～3年団塊の世代の退職を迎えると専門職員の大幅減少になると聞いています。

こんなお粗末な現状で土砂災害の危険から県民を守ることは到底出来ないと思います。今回、深層崩壊によってこれまで危険とされていなかったところが崩落し、大量の土砂が川をせきとめ、あふれた水が家屋を流すというこれまで想定していなかったことが起こりました。国交省などから専門家集団の支援をいただいています。さらに県は土木技術員が不足しているとして他府県にも支援を要請しています。

住民は雨が降るたびに土砂ダムの決壊の不安におびえ、家に帰りたいがいつ帰れるかわからない、と心配しています。

2次災害は絶対に防がなくてはなりません。土砂災害対応に当たる土木技術職員の現状はどうか。その上で今回の土砂災害復旧に向けてどのように取り組んでいかれるのか知事に伺います。

また、避難指示、避難勧告は市町村長の権限になっていますが実際には、大変難しい問題です。避難指示を出しにくい理由として、山間地では安全に避難できる場所がほとんどないのが現状です。

また、市町村がハザードマップを策定していますが、過去の地すべりや崩落もよく調査して深層崩壊などの危険場所なども想定したマップの見直しが必要です。

国土交通省が8月発表した深層崩壊マップでは19世紀末から日本で発生した122件の深層崩壊の3割が紀伊半島に集中し、中央構造線など地盤が隆起したところでおきています。奈良県でも震災以後たびたび震度3レベルの地震が起きています。

現在の全国統一基準のハザードマップにも深層崩壊は想定されていません。原因究明と予測対策を進めるために専門家を入れてよく検討し、深層崩壊も想定した抜本の見直しをすることを国に要望していただきたいと思います。

荒井正吾知事答弁 今回の台風12号では土砂崩れが五條市、吉野郡で約850カ所発生いたしました。大規模なものだけでも30カ所以上発生しております。

土砂災害については本庁の砂防課を中心に、道路関係各課、河川課など土木部全体と農林部などが連携し、対策を立案し、各土木事務所などにおいて管轄区域ごとにおいて、工事などの対応をしているものでございます。

県庁全体で復旧をになう土木技術職員数は、近年の公共事業量の減少により、平成17年4月に475人ありましたが、平成23年、6年後には362人に減少しております。このたびの土砂災害に対しまして、早急な緊急対応、復旧をめざし、国土交通省の支援、県庁内の他の部署から土木事務所への派遣、被害状況などの把握、対策の立案、施行管理につとめてきておるところでございます。

このような人員不足に対応するため、9月10日、11日に関西広域連合及び福井県に職員の派遣要請をおこないました。

10月初旬には派遣を受けて、現場の災害復旧にむけて業務をおこなっていただくものと思います。今後、災害復旧の事業量に応じて、関係機関に再度、応援をお願いすることも含め、適切な体制強化を図っていきたいと思います。

一方、市町村においては土木技術職員が十分でないところがございます。各土木事務所による職員の派遣を通じたサポートをおこなっておりますが、これからも県が市町村の業務を支援していく必要があるかと思っております。なお、土木技術職員は道路や河川など社会資本の整備と管理をになう技術的に重要な役割を果たしております。

県民生活の安全、安心で快適な生活をささえる職であると認識をしております。本県といたしましても、今後とも、その必要数の確保とともに、その能力の向上につとめていく所存でございます。

(3) 被災者支援と情報提供について伺います。

今井光子議員 福島では92歳の方が生き延びたにもかかわらず、避難所生活の中で、「迷惑になるからお墓に避難します」と遺書を残して亡くなるという悲しい出来事が生まれています。

被災者の生活の支援と地域の復興支援はきわめて重要な課題です。奈良県でも発生からすでに3週間を超えました。25日、日本共産党が炊き出しに行った野迫川村の避難所ではちらし寿司や熱いうどんなど歓迎されましたが、多くの方が疲れ切っていて、野菜不足によるヘルペスや、避難所の寒さな

どが訴えられています。仮設住宅ができるまで1ヶ月以上はかかります。未だなお全県で52世帯118名もの避難が続いています。被災され、避難されている方は困窮の極みにあります。

少しでも苦難が軽減されるよう、県の心を込めた支援を強く求めます。そのためには被災者救助への国の責任を定めた災害救助法を最大限活用することが必要です。災害救助法は、その費用を国と都道府県で負担すると定めており、市町村の財政負担は生じません。政府は都道府県負担分も「極小化する方針」です。市町村による炊き出しや食品の支給も災害救助法の対象です。避難所の被災者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない被災者も対象です。被災地では支援物資を中心にした食事の提供でたんぱく質や新鮮野菜が不足しています。さらに避難所での生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、新生児などの要援護者のために、「福祉避難所」を設置することも対象です。介助員の給与、介護ベッド、ポータブルトイレ、おむつの費用など、必要な支援の実費が対象になります。

困難や不安を抱えている、被災者に利用できる様々な制度を知らせ、手続きの援助を行うことが重要です。被災者の救援に関する諸制度活用の手引きを作成するなど法を最大限に活用して、すべての被災者の方が救済されるようきめ細かな支援をするべきだと考えます。現在どのように取り組んでいるのか伺います。

「農機具が流された」「旅館が水につかった」、「露天風呂が土砂に埋まった」など生活の糧（かて）が流される深刻な状態がおきています。生業については災害救助法23条第1項第7号は生業に必要な資金の給与を規定しています。国は今日まで適用しておりませんが、法がある以上は活かすべきだと思います。要望しておきます。

「山津波には勝てぬ、大雨が降ったらすぐ避難」という82歳の元消防団長東さんの教訓をもとに五条市大塔町辻堂の住民は、早めの避難によって、建物6棟が崩壊したにもかかわらず1人の犠牲者も出ませんでした。「日頃から過去の災害に学ぶことが大事です」と教訓を述べています。住民からは停電でテレビも電話も、携帯電話も繋がらず、いま何がおきているのか、情報がまったくわからなくて大変不安だったという声を聞いています。

災害を未然に防ぐためにも、住民への情報提供は重要です。防災情報をメール配信するシステム整備や、日ごろから住民に情報がきちんと伝わるように防災無線の点検など必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 今回の台風にかかる被災者支援は、避難所生活が長期化していることをふまえ、単なる応急的な支援だけではなく、快適に生活できるよう、被災者の視点にたったきめ細やかな支援をおこなっていきたくと思っています。

まず、県では、災害発生時の9月2日より県内の1市2町7村に災害救助法を適用し、避難所の設置や食料提供などにかかる費用負担、仮設住宅の供給など住民の方々に的確な救助がされるよう、主体的に取り組んでまいりました。

特に、五條市、十津川村、野迫川村では被害が大きく、また土砂ダム決壊のおそれにより避難生活が長期化してございますので、避難所設置期間の延長や炊きだしその他の基準限度額の上乗せなど、災害救助法の弾力的運用などについても、国と協議し、必要な救助がおこなわれるよう県としての支援をしているところでございます。

東日本大震災の時も、被災者の方々の支援ニーズは時とともに変化してきておりました。

被災者の要望を聞き取りすることが、その都度その都度、あろうと思っています。

9月23日から26日にかけて、県職員が1市2村の避難所を直接訪問し、被災者から直接、お話をうかがいました。その中では食事における魚や野菜不足の解消や、寒さ対策などの日常生活の要望に加えまして、買い物などのための交通手段の確保や一時帰宅時間の延長をおこなうなど、さまざまな支援ニーズを把握してきているところでございます。

県が把握した被災者の方々の要望を踏まえ、被災者の方が1日も早く安心して暮らせる仮設住宅の早期着工や各支援制度の情報提供など、市町村をはじめ関係機関とも連携し、今後とも被災者の生活再建にむけて県として全力で取り組んでいきたいと思っています。

そのようななかで、被災者に対する情報支援のあり方のご指摘がありました。大変、重要な点でございます。

住民に対して災害に関する情報を迅速、的確に提供することは本当に大事なことでございます。県では河川課が提供しております携帯判・奈良県川の防災情報という無料の情報メールの配信サービスがございます。これは登録すれば、地震の発生や、気象警報、河川の水位等を自動的に受け取ることが可能となります。現在、2628件の登録がございますが、県としてはさらに登録件数が増えるよう、呼びかけていきたいと思っております。また、市町村を基本的な単位として特定の地域の方のみに通知できるNTTドコモのエリアメールというものがございますが、避難勧告や指示などを住民に伝えるさいに有効であると思っております。

東日本大震災を機に無料化されたことでもあり、市町村に対して積極的な活用を今後とも呼びかけていきたいと思っております。

今回の災害で、固定電話と携帯電話が不通となったなかで、県南部の役場との通信に防災行政無線が威力を発揮いたしました。防災行政無線の点検は県庁からモニターによる監視をおこなっており、異常があれば直ちに対応することにより、災害時に備えております。防災行政無線は県と県内全市町村、全部の消防本部、ライフライン関係機関等の間でネットワークを構築しておりますが、今回の成果を念頭において、今後もより安全、的確な情報伝達ができるよう、質的向上を図りつつ、適切な更新や整備を検討していきたいと思っております。

住民への迅速、円滑な災害情報の伝達についてより効果的、効率的な方法等を市町村とともに研究をしていきたいということも考えております。

(4) 今回の災害をふまえたダムの管理等のあり方について。

今井光子議員 今回の集中豪雨では深層崩壊が発生し、大量の土砂が川をせき止め、県内で5箇所の土砂ダムが発生しました。住民からは上流にたくさんのダムがあるのになぜ事前に放流して大雨に備えておかなかったのか、もっとも豪雨の激しいときにダムが水を抜いたことで今回大きな被害を生んだのではないかと意見もでております。

熊野川には電源開発や関西電力の11箇所の発電ダムがありますが。洪水時の調整機能がなく発電ダムが事前放流していなかったことが明らかになっています。

7月18日、五条市大塔町では、関西電力の水力発電用篠原堰堤の自動放流で、河川管理を行っていた男性が突然の放流で流されました。幸い一命は取り留めましたが、同じ日に天川村では同じく、関西電力の九尾つづらおダムの下流で釣り人が流され未だ行方不明という事故が起きています。

昭和57年の台風の時にも農水省管理の大迫ダムの放流で五条の河原でキャンプをしていた人が流される事故がありました。上流のダム同士の相互連携がなく放流のサイレンが聞こえなかった、などが明らかになり、連携をとることになったと思っております。利水ダムは「河川を利用して利益を上げている以上は社会的責任を果たすべきではないか」と熊野川懇談会で当時委員長だった江頭進治氏は述べておられます。

設置主体の異なる同じ流域でのダムの連携管理、発電用ダムの治水利用のあり方、など今回の具体的検証が求められると思っておりますがいかがでしょうか。

次に大滝ダムの見通しについて伺います。大滝ダムは、現在の大滝地区の地滑り対策が終了すれば、24年試験湛水、25年供用開始で進んできました。私も宮本たけし衆院議員と現地を見てきましたが大滝ダムの周辺を走る国道169号線の上から長さ500メートル、最大でも幅200メートルにわたり山腹の大半が大きく崩れ、大量の土砂と水が国道を越え西谷橋をつぶし、下のダム湖なだれ込み、木が底に突き刺さったまま立っている異様な光景でした。崩落箇所は危険区域にも入ってなかった場所であり、住民の不安が強まっています。もともと地滑り地帯といわれていた場所ですからダム周辺の綿密な地形調査や安全の検証が必要です。復旧にはかなりの時間がかかると思っております。

国にダム、及び周辺の地質を含めた安全点検を求めるとともに今後のダムの供用の見通しをお聞かせください。

荒井正吾知事答弁 吉野郡及び五條市地域には、建設中の大滝ダムを含め、国土交通省、農林水産省、電力事業者が設置いたします14のダムがございます。このうち発電用ダムは9カ所でございます。14のすべてのダムについて、国土交通大臣がダム操作規定の承認をおこない、河川管理者とし

て指導監督を尾今あっておられます。また、河川法第44条では、一定の規模を有するダムについては、河川管理者の指示にしたがい、予備放流等の水位の調整の措置をとることを定められております。発電用ダムのうち4つのダムがその対象となるものでございます。

今回の台風では予備放流をおこなうべき水位よりも低かったため、予備放流でさらに水位をさげることはございませんでした。その後、流入量より放水量をおさえて、貯留をおこないながら放流をおこなったと聞いております。

今後、今回のような豪雨も想定して、ダムの洪水調整について弾力的な対応が必要と考えることでもございます。

発電用ダムの治水利用のあり方、ダム管理者の連携については、国において検討がおこなわれるものと考えますが、今後、県といたしましても、電力事業者から発電用ダムの洪水調整の状況について、ヒアリングをおこない、今回の事例をふまえた、今後のあり方についてしっかりと検証していきたいと思っております。また、その結果等をふまえて、国に対して必要な働きかけをおこなっていく所存でございます。

大滝ダムについてのご質問がございました。大滝ダムは大滝地区のじすべり対策工事を実施中ですが、今回の台風12号により、川上村役場から約350m下流の左岸において大規模な土砂崩れが発生いたしました。被災現場は相当な規模でございます。

県から国への支援要請をおこない、国の研究機関の専門家が9月18日に現地調査をおこないました。ダムに流入している土砂につきましては、水位が低下し、全体の流入状況を把握してからの検討になると聞いておりますが、ダムの管理者である国の紀ノ川ダム統合管理事務所から、そのように聞いております。今後は、国とも協議しながら、速やかに具体的な工法など復旧計画を策定する所存でございます。

貯水池斜面の安全点検については、国が平成17年度から大滝ダム貯水池斜面再評価委員会が詳細調査候補地として5地区を抽出して、計器観測による斜面の監視をおこなっておられます。今回の災害におきましては、この5カ所の観測データに異常はないと聞いておりますが、災害後のダム貯水池の安全性については国に対して十分な安全点検について改めて求めていきたいと思っております。安全点検等により平成25年度の供用スケジュールに影響がでないよう、しっかりとした工程管理も併せて求めていきたいと思っております。

さらに、大滝ダム周辺の地元住民の方々に安心していただくことが重要でございますが、点検後の安全性について十分な地元説明をおこなうとともに、斜面監視の徹底により、今後もさらなる安全性の確認をおこなうよう国に対して要望していきたいと思っております。

(5) 命の道の整備について 要望します。

国道168号、169号線はこれまでも土砂災害で通行止めは多々発生していましたが今回の災害では、橋が崩落するなど、道路の寸断が続いています。これは住民にとっていのちをつなぐ幹線道路です。復旧には2、3年かかるとも言われています。また唯一の東西横断道路である国道425号は「酷道」といわれているくらい危険な道路です。国道ですが管理は県が委託されているものです。168号線と169号線を結ぶ応談道路2本は必要です。安全な迂回路の確保を、責任をもってやっていただくよう要望いたします。国に対して早期復旧を積極的に求めるとともに、今後これまで以上の管理を行っていただき住民の命と暮らしを守る、命の道を確保するように要望いたします。

荒井正吾知事答弁 命の道の整備の党としての要望がございました。重く受け止めさせていただきたいと思っております。

災害に強い森林づくり

災害に強い森林づくりの指針をきちっともってすすめることを求める。公共建築物への県産材利活用の促進計画も実効性のあ

る基本方針をもって

今井光子議員 日本共産党が現地にお見舞いに行きますとどこでも言われていますのは、山に人手が入っていないことを口々に言われています、1200mを超える山の山頂まで杉、檜の植林で覆われており、間伐も必要間伐の6割しか手入れがされておらず木材を運搬しても採算が合わないため、山に切った木が放置され、ダム湖が木で埋め尽くされています。濁流で運ばれた木が家を直撃し、山を削り取り、橋を壊しています。

長野県では災害に強い森林づくりの指針をまとめています。平成18年7月の災害以後森林の土砂災害防止機能に関する検討会を立ち上げて、まとめたものです。ここでは、「適地適木、適正管理で土砂災害防止機能の高い森林とは、針葉樹と広葉樹が適度に入り混じった多様な樹種で構成され、下層植生が豊かで、樹幹が太く、森林根系が良く発達した、健全な森林」としています。

今回の災害を踏まえ、災害に強い森林作りに取り組むべきだと考えます。県においても早急に長野県のような対策指針を策定し実行すべきだと思いますがいかがでしょうか。

公共事業の木材活用について質問します

いま、森林を取り巻く状況は戦後の植林が今ちょうど収穫期を迎えつつあります。森林の蓄積は人工林を中心に毎年8000万立方m増え、充実している資源を利用に結びつけることが重要です。

国は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を定め、昨年10月1日から施行しました。公共建築物については原則木造化するという明確な方針を示しているところが30道府県、数値目標を定めた計画を策定しているところが13府県になっています。計画を作ることは民間建築物の木造化の推進に大きな波及効果が期待できます。

兵庫県では「県立施設木造木質化50%作戦」、「県産木造受託10倍増計画」、「暮らしの中に木材を取り入れる運動」など進めています。木造校舎はインフルエンザの学級閉鎖が少ないという報告もあります。

木材のもつ様々な優位性が見直されています。国の法律の施行を受け奈良県においても公共建築物の木材利用について具体化すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 林業対策についてでございますが、植林と災害防止の関係ですが、今回の林地崩壊は表層崩壊にとどまらず、いわゆる深層崩壊が多数、発生したと思われま。多少根の深い木を植えても役に立たなかったのではないかという専門家の指摘もございます。

根こそぎどころか、根の下の深いところから斜面が崩壊したところが写真で確認されております。

このため、県としては国と3県復旧・復興対策号同会議（仮称）において発生メカニズムの解明をおこなうとともに、森林の整備が山地被害の防止にどのように寄与しうるかについても、検討をさせていただきたいと思っております。

県としては、国と3県合同同会議における検討結果や他府県の取り組み事例も研究のうえ、山地災害の防止と森林整備のあり方についてとりまとめ、災害に強く、希望のもてる紀伊半島づくりをすすめていきたいと考えております。

また、林業対策の具体化についての質問がございました。林業、木材産業が厳しいなかで、公共建築物の県産材利用は、本県の林業、木材産業の振興にとってきわめて重要な取り組みだと考えております。また、県民の利用頻度の高い公共建築物の木造化や内装の木質化を図ることで、県民の方々に木のよさを知っていただく機会が増えて、民間の建築物における木材利用を促進する効果も期待しておりますので、公共建築物における木材利用を積極的に県としては推進する考えでございます。

しかし、公共建築物における整備にあたって木材利用をすすめるにあたっては、さまざまな解決する課題もございます。

具体的には、供給者側の課題としまして、山側での素材生産コストの縮減ですとか、木材業界における流通の簡素化によるコストの縮減、また製品の安定した品質の確保、価格の明確化などが課題でございます。また、発注者側の課題といたしましては、施設の利用目的や利用者の視点にたち、木材の特性や良さを引き出すためのデザインの整理が必要かと思っております。また、耐久性を高めるために、奈良県の気象条件にあった木材の使用箇所や素材選定などの建築仕様などの検討なども、現場にあった

課題でございます。

これらの課題の解決にむけて、現在、木材関係団体と協議しながら、木材の品質や価格の明示が
できる製品リストの作成にもとりくみ、具体的な作業をおこなっております。

さらに、近々、市町村と木材関係団体や建築関係団体とで構成する県木造木質建築物等整備促進連
絡会議を立ち上げたいと思っております。供給者側と発注者側で幅広く意見交換をおこないながら、協
議、検討をすすめていく予定でございます。県として実効性のある基本方針をとりまとめ、公共建築
物への県産材の利用が林業、木材産業の活性化に結びつくよう、取り組んで参りたいと思いま
す。

今井光子議員の再質問 木材の関係では協議会を設けたりされるということも聞きました。このこ
とを質問しようと準備をはじめました頃は全国で7つの県だと聞いておりました。それがすでに13
の府県に広がり、多くの府県がこの問題では早い取り組みをしております。奈良県も、この点では、
こうした状況を踏まえて実効ある県産材の活用を、病院の建て替えやいろいろな施設の建て替えの課
題をかかえておりますが、内装材に使うとか、そうしたことを具体的に検討していただきたいと思
いますが、いかがでしょうか。

荒井正吾知事再質問への答弁 木材活用は公共建築物への活用も1つの道でございますが、供給側
と需要側のマッチングということも大変、重要でございます。そのような協議会をつくとともに、
今後、持続的に県産材がつかわれるような仕組みが必要だと思っております。そのようなアイデアが
できれば積極的に予算を議会にもお願いしていきたいと思っております。

原発からの撤退と自然エネルギー活用計画

福井原発の100%圏内、原発からの撤退を表明し、自然エネ
ルギーの活用をすすめるべき

今井光子議員 原発からの撤退と自然エネルギーの活用についてうかがいます。

今年広島で行われた日本母親大会に参加しました。全国から集まった8500人のお母さんを前に、
福島から参加した若いお母さんは、小学生の子供の手をつなぎ、4歳の子を抱きかかえて発言しまし
た。「この子達の学校では今年はプールに入れません。秋の運動会も中止です。友達はみなよそに引
越していきます。私はこの福島で子供を育てたいと思います。でも夜になるとそれでこの子達の健康
を守ってやれることが出来るのかと思うと涙が出てとまりません」会場中のお母さんが一緒に涙、涙
でした。そして原発をなくそうと誓いました。

8月末でいまだに福島原発の事故で12市町村10万1931人が自治体外で暮らしています。ふる
さとに帰れるめどがありません。

原発事故はふるさとを奪い、水、空気、土壌を汚染し、子どもたちや、原発労働者の被爆者を生んで
いるのです。ほかに変わるエネルギーがないわけではありません。

あえて危険な原発に依存することは、もう辞めようではありませんか。ドイツもイタリアも撤退を表
明し、日本でも今月19日、明治公園で大江健三郎氏などが呼びかけた「さよなら原発6万人集会」
が開かれ、県内でも各地で原発学習会や、集会が開かれるなど「原発なくせ」の世論が全国に広が
っています。また26日、静岡県牧之原市議会では、浜岡原発永久停止決議を可決しました。

8月7日、奈良県革新懇が主催した、高速増殖炉もんじゅの視察をしてきました。

若狭湾沿岸に並ぶ15基もの原発。11箇所が関西電力です。運転開始からすでに30年を超える古
い原発が8基、そのうち敦賀1号、美浜1号は40年を越えています。世界の原発の耐用年数が平均
22年から見ても異常です。その中にはアメリカでさえ稼働を認めていない高速増殖炉もんじゅが含
まれます。原発事故や故障は若狭だけでこれまでに321件。これは全国でこれまでに起きた原発事
故の728件の実に44%をしめています。地震学者の石橋克彦氏は、「若狭湾は活断層集中地域で、
浜岡について危険なのは若狭だ。」と警告しています。

被爆作業員は2009年だけで社員2300人、請負18804人です。福井の原発全体で9000体近い使用済み核燃料が発電所に保管されています。

現地で40年前から原発反対運動をしている明通寺の中罵住職はこう言いました。「原発を支えてきたのは格差と貧困。関西の皆さん、若狭の原発を止めても本当に大丈夫なのだとすることを本気で調べ上げてください。30キロ圏内にある琵琶湖を命の水がめとして守りましょう、関西のそれぞれの都市に、省エネ、節電に参加する緑の森を、災害時の避難所になる緑地帯をもっと増やしましょう。国のシステムとして自衛隊を戦争のための軍事組織から、今回、身を挺して活躍しているように国内外で人命を救い、大災害を救援する憲法9条にふさわしい平和の組織に申請させましょう」と呼びかけられました。私もその通りだと思いました。

原発を止めたからといって古いランプ生活にもどれとっているわけではありません。政府も自然エネルギーの発電能力は原発の40倍あると試算しています。

野田総理は、「来年夏までに原発を再稼働する」と表明しました。事故収束の見通しもない中、再稼働宣言は許されません。福井県では知事が原発の再稼働は安全確認がされるまで認めないと表明しています。福井県の原発は奈良県から100*₂圏内にあたりひとたび事故がおきれば、重大な影響をもたらします。

福井の原発再稼働を認めず、原発からの撤退を表明するべきです。知事の所見を伺います。

また今後、奈良県における自然エネルギーの活用について産業雇用振興部の企画管理室と工業振興課の2課にまたがるのではなく誰が見てもわかる、専門の担当課を設けるべきだと考えますがいかがでしょうか

荒井正吾知事答弁 我が国の電力供給に占める原子力発電の割合は全体の4分の1を超えております。これに変わるべき電力源は即座にはない状況でございます。原子力発電の供給量に見合う節電をおこなう場合、4分の1もの量でございますので、民政、産業に影響を与えることも懸念されますので、長期的にはできるだけ原子力発電の依存度をさげる努力をするとともに、多様なエネルギー源を探索していくべきであると考えております・

奈良県は原発立地県ではございません。また、エネルギー政策は国が中心となっておこなっておりますが、定期検査後の原子力発電所の再稼働については、県民や国民の生命、財産を守るという安全第一の視点にたつて、原発立地県、近隣、その他の県、国民にも理解をえられるようにして再稼働することが望ましいと考えております。

原発立地県の福井県では国において事故の原因を探求し、それにもとづく新しい基準をしめさなければ再稼働は認められないとの姿勢でおられます。それを本県は支持をしております。

また、再生可能エネルギーの利用については、太陽光、バイオマスなどの活用可能性も考えられますが、庁内の関係課、民間も含めた5つのワーキングチームを設けて検討をすすめたいと思っております。これらの検討内容も含めて、総括的な議論をおこなう、たとえばエネルギー利活用研究会を設置することも考えております。

県におけるエネルギー対策の所管は産業・雇用振興部でおこなうことにしておりますが、エネルギー利活用の検討をすすめるなかで必要であれば、新しい、組織も検討したいと思っております。

心の健康について

増える心の病に対して、患者、家族への医療や支援が遅れています

今井光子議員 心の健康について、医療政策部長に伺います

今、私たちの周りに心の病気で苦しんでいる人が本当に増えてきています。適切な医療や身近な相談相手がいれば救われる人もたくさんいます。厚生労働省と、国立社会保障人口問題研究所は、うつや自殺による社会的損失は2兆7000億円と試算しました。心の病にどう対応していくのかは県政の

重要な課題です。

現在精神疾患のために医療機関を受診しているのは320万人を超え、40人に1人、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるとされています。

精神疾患は今や一部の人の問題ではなく、国民的課題です。世界保健機構の、個人と社会が被る損失を計算した健康生活被害指標によれば、日本では、ガン患者152万人や糖尿病237万人を抜いて精神疾患がトップの320万人です。日本の精神医療は世界から遙かに後れをとっています。医療にかける予算を1・5倍に引き上げたイギリスでは自殺率を減らすなど大きな成果を生んでいます。日本では自殺者が毎年3万人以上、13年間連続で続いています。

精神医療は体の健康に比べると位置づけが低く、医療法では一般病棟には16人に1人の医師の配置ですが、精神科病棟は患者48人に医師1人と、3分の1の配置基準です。

精神科の医師は、短時間の間にかなりの数の患者さんを診察しなくてはなりません。精神科医療にとって必要なことは人手と時間です。

患者や家族の悩みは、「よく説明してもらえない」「話を聞いてもらえない」「困ったときに来てもらえない」などです。

自殺する人の多くは、1度は精神科を受診している人が多いのですが、自殺するほど思いつめ、話を聞いてもらいたいと診察を受けたのに短時間の診察で終わり、中には患者の顔もろくに診ずパソコンに向かって薬を出しただけという事例も聞いています。これでは、心の苦しみに寄り添い、命を救うべき精神医療の、本来の役割が果たせていません。

県は、今年度から精神障害者アウトリーチ推進事業をはじめました。多職種によって支える医療。病院までいけず悩み苦しんでいる患者さんに出向いていく医療。家庭や地域で、看護師、精神保健福祉士、保健師などのチームによる専門的サービスと生活支援を受けられる仕組みは、先進国では主流になっています。当事者に直接サービスを届けることで早期支援、年齢に応じた就学や、就職の援助など進めることが出来ます。

家族支援も重要です。心の健康では家族の役割が大きく、これまで精神医療は家族の負担と犠牲の上に成り立ってきました。今後、介護者の困難を地域全体で支えられる家族への支援を強化すべきだと考えます。

奈良県の精神疾患を有する方の現状と、アウトリーチ推進事業や、家族支援教室などの精神疾患患者に対する県のとりくみ、についてお聞かせください。

また精神障害者は、闘病が長期になることが多く、収入も減る中で医療費の負担は大変です。精神障害も障害者基本法に位置づけられていますが、奈良県の福祉医療である、心身障害者医療費助成事業からはずされています。

外来は月500円で通院できるのに、入院が必要な重症者の場合は3割負担が必要です。精神障害者も他の障害と同様に福祉医療制度にするべきです。この点強く要望しておきます。

武末〇〇医療政策部長答弁　心の病について苦しんでいる人に対する県の取り組みについて、まず、本県の現状ですが、精神疾患を有する患者数は精神医療費公費負担受給者が平成13年には約5000人が、10年間で約12000人に倍増しております。精神保健福祉手帳の保持者も10年間で1500人から約5000人に増加いたしました。

また、平成20年の患者調査による精神科病院への推計入院患者さんは約2400人、本県の平均入院日数は約350日で、これはほぼ全国平均並となっております。

しかし、長期の入院になるにつれ、家族とのつながりがたたれることから、県としては入院中心から地域生活支援に転換していく観点で、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施しているところでございます。この事業は治療中断者や自らの意志では受診が困難な精神傷害者に対して訪問による支援をおこない、できるだけ入院せずに、在宅生活を継続することを目的としております。

具体的には本年7月、奈良市内の吉田病院に事業推進室を設置しまして、精神科医、看護師、精神保健福祉士等によりますチームが活動を始めたところでございます。一方、精神障害者については、状態の急変時における医療の提供等が不可欠のため、緊急的な精神医療相談を受け付ける精神科救急医療センターの運営、医大の精神科情報センターでの救急措置入院等の受け入れ、8病院による輪番制

による精神科救急医療システムによる夜間急患における診療体制の整備をしているところでございます。

また、精神障害者本人だけでなく、その家族も支える観点から、地域における相談支援体制の確立は言うまでもないことでございます。家族同士の支えあいもやはり重要でございます。現在、精神障害者家族会連合会がおこなう研修事業に対する助成をおこなっており、今後の家族支援の在り方についても、家族会の皆さんと相談しながらすすめていきたいと思っております。

中学校給食と地産地消の促進

中学校給食の実施と給食への地産地消促進で地域経済を守るために

今井光子議員 2009年9月、厚生労働省は、日本の子どもの貧困が14・2%と発表しました。子ども供7人に1人の割合です。35人学級なら5人が貧困ライン（可処分所得で112万円以下）ということになります。

奈良県の学校給食は、小学校で100%と高い実施率を示していますが、中学校では学校数では全体の約7割、生徒数では52・4%と、全国平均から見ても低い実施率となっています。小学校のときは楽しみだった給食の時間が、中学校ではお弁当を持っていけず苦痛になってしまう。等しく教育を受ける権利がある義務教育の場で心身ともに健やかに育つためにも、私は全ての子どもたちに中学校給食は補償するべきだと思います。

名古屋市教育委員会が、給食のない日の昼食と、給食とを比較検討しています。これによると、中学生が必要とする栄養摂取量は、給食であれば充足されていますが、家庭ではおおよそ半分も満たしていないとしています。義務教育である、中学校の子どもたちの体を作る上でも、3度の食事の1回は栄養バランスの取れた食事が取れることとなります。

家庭の事情で弁当を持っていけないストレスを親子で感じることを防げるはずですが。

また今日のような猛暑が続く夏場などは傷みやすい野菜が入れられない、梅干を4つも入れていくが腐らないかと心配。子どもの好きなものを中心に毎日同じものが多いなど食の安全面などからも検討が必要です。

一方、奈良県の仕事を起こしていく上でも給食は大きな可能性を持っています。

現在、完全給食未実施は、一部地域を除く奈良市、香芝市、大和高田市、大和郡山市、広陵町、田原本町、安堵町の7自治体33校、生徒数約17000人です。

いま中学校の給食費の平均から計算すると食材費に8億2000万円が発生します。小中学校の実態から見ると、現在でも42億の食材費が使われています。小中学校のすべてで給食の実施が行われ地元の食材を使うことができれば年間50億円になります。たとえば、エンジンをどれくらい使うのかで、必要な作付面積を割り出し、農家と契約を結びます。もちろん天候の影響がありますので余ったときは、販売し、不足するときは購入する調整をもった市場は必要です。

全て同一メニューである必要はなく、校区ごとに栄養バランスを考え作ることも可能です。今治市では、学校給食の地産地消を通じて有機農業と食育の町づくりを進めています。もともと「自分たちが作った安全でおいしい有機農産物を自分たちの子どもや孫に食べさせたい」という市民の皆さんの強い思いや行動がありました。地元のおいしい給食を食べて育った子どもたちが将来自分の地域に誇りを持ちいろいろな地域と連携したり、いろいろな地域で活躍したり出来るような人を育てる大事な取り組みです。

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、中学校においても給食の完全実施を県下でおこなうべ

きだと考えますがどうでしょうか。また、学校給食における地産地消の取り組みが重要だとかんがえますが、実態を調査し、さらなる取り組みを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

富岡将人教育長答弁 平成22年度の県内の中学校給食の実施状況は107校中、完全給食が74校(69・2%)、ミルク給食が4校(3・7%)、あわせて78校(72・9%)でございます。ご指摘の完全給食の未実施は、一部地域を除く奈良市や大和郡山市など4市3町となっております。

学校給食の意義につきましては、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することは、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的にすすめるための重要な教材であることから、このこととあわせて法律上も学校の設置者は給食の実施に努めなければならないことを各種会議等で幾度となく学校関係者に伝えていただいております。

ただ、学校給食の実施につきましては、市町村で初期投資や毎年の運営経費に相当の財政負担もあることおから、未実施市町でも検討会等で議論中のところがございますが、実施の決定にはいたっていないのが実情でございます。

今後とも、県教育委員会といたしましては、未実施の市町に具体的な実施方法に対する助言や国庫補助の算出などを通じてアプローチなどをしてまいりたいと考えます。

地産地消につきましては、平成22年度、文部科学省の学校給食の地場産物の活用状況調査で本県は25・6%の地場産物活用状況であり、おおむね、調査のあります21年度調査の全国平均、26・1%と同様の現状となっております。

県教育委員会では食育担当者、栄養教諭、学校栄養職員の講習会等を開催し、地域の自然に理解を深めるなどの地産地消の教育的意義を啓発するとともに、平成22年3月には奈良県の郷土料理集を作成し、県内の公立学校及び地教委へ配布し、地場産物の調理方法にも研修を深めていただいております。

今後とも、地場産物をもちいた食品の開発等にも力をそそぎながら、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

今井光子議員の再質問 学校給食はちょうど1年前に宮本次郎議員が質問をいたしまして、未実施のところについては何が問題か調べてみるという、当時のお答えでした。今のお答えなら、市町村の初期投資のことなどというお話でしたが、ぜひ、国庫助成の算出など示すということでしたので、市町村がどういうふうになればできるということを示していただきたいと思います。その点、もう一度、お答えをいただきたいと思います。

富岡将人教育長再質問への答弁 給食について、初期投資は、これはインターネットにあげているものでございますが、奈良市の場合、試算しており、センター方式で2施設をつくり、中学校16校9000食に対応するものとして初期投資は22億5000万円程度を想定しております。運営経費は毎年2億5000万円くらいとなります。

これは郡山市が実際に平成16年に小学校5校で2500食の給食センターを立てた時の額と比べますと、約6割くらいでしかあがっておりません。その時に、大和郡山市が国庫補助をうけたのは、設備初期投資の約10億5000万円に対して6900万円でございます。この6900万円にあたる部分は国庫では2分の1を補助するという規定になっております。ただ、現実には国の示した単価をかけて算定するものですから、実学としては2分の1には到底、到底いかず、どちらか安い方ということになっております。

こういうことも含め、県としては市町村にもお話し、その結果として検討会などが発足していただいているという状況でございます。

(了)